

○ 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）

（傍線の部分は改正部分）

| 改 正 案   | 現 行（別紙1による改正後）  |
|---|---|
| <p>（法第十条の五第一項に規定する政令で定める国又は地域）</p> <p>第十七条の三 法第十条の五第一項に規定する政令で定める国又は地域は、外国暗号資産交換業者（資金決済に関する法律第二条第十七項に規定する外国暗号資産交換業者をいう。）に対し、法第十条の五の規定に相当する外国の法令の規定による通知の義務が定められていない国又は地域として金融庁長官及び財務大臣が指定する国又は地域とする。</p>  | <p>（新設）</p>   |
| <p>（外国所在為替取引業者等との契約締結の際の確認等に関する行政の権限委任等）</p> <p>第三十七条 法第二十二条第二項に定める行政庁は、法第九条に規定する特定事業者、法第十条の二に規定する電子決済手段等取引業者及び法第十条の四に規定する暗号資産交換業者（以下この条において「外国為替取引業者等」という。）に対する法第十五条及び第十六条第一項に定める権限（金融庁長官の場合にあっては、金融庁長官検査等権限）を行使する場合においては、それぞれ単独にその権限を行使することを妨げない。</p> | <p>（外国所在為替取引業者等との契約締結の際の確認等に関する行政の権限委任等）</p> <p>第三十七条 法第二十二条第二項に定める行政庁は、法第九条に規定する特定事業者及び法第十条の二に規定する電子決済手段等取引業者（以下この条において「外国為替取引業者等」という。）に対する法第十五条及び第十六条第一項に定める権限（金融庁長官の場合にあっては、金融庁長官検査等権限）を行使する場合においては、それぞれ単独にその権限を行使することを妨げない。</p> |